

平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業実施要領（共同開発支援事業）

（趣旨）

第1条 この要領は、公益財団法人山形県産業技術振興機構（以下「機構」という。）が、平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金交付要綱（共同開発支援事業）（以下「要綱」という。）に基づき実施する共同開発支援事業（以下「補助事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

（事業の目的）

第2条 本事業の実施は、企業と山形大学との共同による有機エレクトロニクスに関する実用的な製品や技術の開発に係る経費の一部を支援することにより、有機エレクトロニクス関連産業の集積を図ることを目的とする。

（補助事業者）

第3条 この事業の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、山形県内に本社を有する企業とする。ただし、次のいずれかの条件を満たす場合は、県外に本社を有する企業（以下「県外企業」という。）を県内企業とみなすものとする。

- (1) 県内に登記された事業所を有する県外企業が、当該事業所において補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する場合
- (2) 補助翌年度までに、山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンター内又はその近隣地域に、新たに登記された事業所（研究所など）を開設し、社員3名以上を常勤（補助翌年度から少なくとも5年間は3名以上を常駐させること）させる場合

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業者は、補助事業者としない。

- (1) 役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がいること。
- (2) 役員のうち暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者がいること。
- (3) 直近3事業年度において国税及び地方税を滞納していること。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 山形大学との共同により、有機エレクトロニクスに関する実用的な製品や技術を開発するプロジェクトであること。
- (2) 補助金の交付申請に際しては、あらかじめ、開発プロジェクトについて山形大学と協議すること。
- (3) 実施企業は、平成35年度末（2024年3月末）までに本事業の成果の事業化により、県内での付加価値増加及び雇用増加に取り組むこと。

（補助対象経費、補助率及び補助限度額）

第5条 補助金は、補助事業者が補助事業を行うために必要な経費であって、要綱別表2で定めるもののうち、機構が必要と認めるものについて補助対象とする。

2 前条に規定する補助事業に対する補助率及び補助限度額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 補助率は、補助対象経費総額の2分の1以内とする。ただし、県内企業以外の企業にあつては3分の1とする。
- (2) 補助限度額は、1件につき1,500千円とする。

(補助期間)

第6条 補助対象事業の実施期間は、補助金の交付決定後に速やかに着手し、平成31年2月28日までに完了するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（要綱様式第1号）を機構に提出するものとする。

2 申請は随時受け付けるが、前条に定める完了期限までに確実に事業が完了することを条件とする。なお、予算額に達した時点で募集を終了する。

3 第1項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(他の補助制度との併用)

第8条 本補助事業の実施において、県が支援する他の制度（補助金、委託費等）と重複して本事業を活用することはできない。ただし、市町村や民間団体（県が補助や出資をしている団体を除く。）の補助制度において、他の補助制度との併用が認められている場合は可能とする。

(補助金の交付決定)

第9条 機構は、第7条の規定により、交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の場合において、機構は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができるものとする。

3 機構は、補助金の交付が適当でないとき、その旨を申請者に通知するものとする。

(採択基準)

第10条 補助事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。

- (1) 研究開発の成果が見込めること。
- (2) 事業計画の成果到達の期間が妥当であること。
- (3) 研究開発の成果が県内産業の活性化につながること。
- (4) 事業を円滑に遂行するための体制を有していること。

(補助金の交付の条件)

第11条 次に掲げる事項は、補助金の交付を決定する場合に付する条件とする。

- (1) 補助事業者は、次に掲げる場合には、あらかじめ、事業計画変更承認申請書（要綱様式第2号）により機構の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助対象経費の経費区分ごとの配分の変更をしようとする場合。ただし、経費区分ごとの配分額の20パーセントを超えない軽微な変更を除く。
 - イ 補助事業の内容の変更をしようとする場合。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、事業中止（廃止）申請書（要綱様式第3号）を機構に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、事業遂行状況報告書（要綱様式第4号）によりすみやかに機構に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業者は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと判断したときは、機構の指示に従うこと。
- (4) 機構は、交付の決定に当たっては、第7条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- (5) 機構は第7条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額するものとする。
- (6) 機構は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、前各号に定める事項のほか、第9条第1項に規定する補助金交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

(申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を機構に提出しなければならない。

(事業の遂行)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、注意をもって事業を遂行しなければならない。いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第11条第2号の規定による中止（廃止）の承認を受けたときは、その日から起算して1か月以内又は平成31年3月6日のいずれか早い日までに、実績報告書（要綱様式第5号）を機構に提出しなければならない。

- 2 補助事業者等は、実績報告書の提出に当たり、第7条第3項ただし書の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告（要綱様式第6号）しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 機構は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査や必要に応じて行なう現地調査等により、補助事業者の実施した事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第16条 機構は、必要と認めるときは、補助金を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（要綱様式第7号）を機構に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第17条 機構は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金交付決定の内容、条件、その他法令若しくはこの要領に定める事項に違反したときは、補助金交付決定額の全部又は一部を取消することができる。

2 前項の規定は、補助金交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 機構は、補助金交付決定の取消しを行った場合には、その旨を補助事業者に対し速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 補助事業者は、前条の規定により取消しを受けた場合において、既に補助金の交付を受けているときは、補助金を返還しなければならない。

(延滞金)

第19条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を求められ、これを納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額（その一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降については、納付金額を控除した額）につき年2.7パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

2 前項の場合において、延滞金の額を計算する場合の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機構が定める財産（以下「取得財産等」という。）を機構の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金の全部に相当する金額を機構に納付した場合、若しくは減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は当該耐用年数の範囲内で別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者等が前項に規定する承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（要綱様式第8号）を提出してあらかじめ機構の承認を受けなければならない。

3 機構は、前項の承認をした補助事業者等に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより、補助事業者等に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(産業財産権の帰属等)

第21条 補助事業に基づく発明、考案等に関する産業財産権等は、補助事業者と山形大学との協議に基づき帰属させるものとし、機構には帰属しないものとする。

2 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して産業財産権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合には、機構に報告するものとする。

(補助金の経理等)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第23条 機構は、補助事業の適正を期すために必要があると認めたときは、補助事業者に対して補助事業の実施状況について報告させ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第24条 機構は、この要領に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を確保するために必要な事項を別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成30年5月15日から施行する。